

連絡運輸規則 新旧対照表

改正前	改正後
(用語の意義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 社 当社線と連絡運輸を行う他の運輸機関で、次に掲げるものをいう。 ア 阪神電気鉄道株式会社（以下「阪神」という。） イ 京阪電気鉄道株式会社（以下「京阪」という。） ウ 近畿日本鉄道株式会社（以下「近鉄」という。） エ 南海電気鉄道株式会社（以下「南海」という。） オ 阪急電鉄株式会社（以下「阪急」という。） カ 北大阪急行電鉄株式会社（以下「北急」という。） キ 泉北高速鉄道株式会社（以下「泉北」という。） ク 大阪モノレール株式会社（以下「大阪モノレール」という。） ケ 西日本旅客鉄道株式会社（以下「J R 西日本」という。） コ 阪急バス株式会社（以下「阪急バス」という。） サ 伊丹市交通局（以下「伊丹市交」という。） シ 神戸市交通局（以下「神戸市交」という。） ス 近鉄バス株式会社（以下「近鉄バス」という。） セ 尼崎交通事業振興株式会社（以下「尼崎振興」という。） ソ 京都市交通局（以下「京都市交」という。） タ 阪神バス株式会社（以下「阪神バス」という。） (2) 自動車線 社の経営する自動車線をいう。 (3) 運賃 旅客営業規則に規定する運賃又は社の運賃をいう。	(用語の意義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 社 当社線と連絡運輸を行う他の運輸機関で、次に掲げるものをいう。 ア 阪神電気鉄道株式会社（以下「阪神」という。） イ 京阪電気鉄道株式会社（以下「京阪」という。） ウ 近畿日本鉄道株式会社（以下「近鉄」という。） エ 南海電気鉄道株式会社（以下「南海」という。） オ 阪急電鉄株式会社（以下「阪急」という。） カ 北大阪急行電鉄株式会社（以下「北急」という。） キ 泉北高速鉄道株式会社（以下「泉北」という。） ク 大阪モノレール株式会社（以下「大阪モノレール」という。） ケ 西日本旅客鉄道株式会社（以下「J R 西日本」という。） コ 阪急バス株式会社（以下「阪急バス」という。） サ 伊丹市交通局（以下「伊丹市交」という。） シ 神戸市交通局（以下「神戸市交」という。） ス 近鉄バス株式会社（以下「近鉄バス」という。） セ 尼崎交通事業振興株式会社（以下「尼崎振興」という。） セ 京都市交通局（以下「京都市交」という。） タ 阪神バス株式会社（以下「阪神バス」という。） (2) 自動車線 社の経営する自動車線をいう。 (3) 運賃 旅客営業規則に規定する運賃又は社の運賃をいう。

